

防衛省情報本部におけるオープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領(<https://www.mod.go.jp/dih/open-zissi.pdf>)に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積り依頼であり、有効な見積り書を持って申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積り書をもって申し込みをした者を契約相手方とします。

3 件名等

件名	細菌検査ほか2件
規格	別添見積り書参照
数量	別添見積り書参照
納期（履行期限）	契約締結日～令和7年3月31日
納地（履行場所）	情報本部（喜界島）
添付書類	見積り書、参考見積り書、仕様書
同等品審査申請書 提出期限	—
参考見積り書提出期限	令和6年3月4日（月）10時00分
見積り書提出期限	令和6年3月4日（月）10時00分
防衛省競争参加資格	—
決定方式	単価（税込）

- 4 防衛省競争参加資格について全省庁統一資格を有しない場合は、防衛省、他省庁又は自治体との契約実績など過去の実績等により十分な履行能力が証明できる者で、契約担当官等から参加が認められた者に限る。
- 5 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先
防衛省情報本部ホームページ(<https://www.mod.go.jp/dih/service.html>)
〒162-8806 東京都新宿区市谷本村町5番1号
防衛省情報本部総務部会計課（担当：大西（おおにし））
電話：03-3268-3111(内線31752) 直通FAX:03-5225-9641

見積書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
防衛省情報本部
総務部長 伊藤 敬信 殿

住 所
会 社 名
代表者名

単価

(税込)

内 訳

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額	備 考
細菌検査	仕様書 (DIH-LZ-23011) のとおり	回	48			
ノロウイルス検査	”	回	24			
食品微生物検査	”	回	20			
	以下余白					
合 計						
納 期 : 契約締結日～令和7年3月31日	納 地 : 情報本部 (喜界島)					

- ・「暴力団排除に関し、入札及び契約心得を承諾しております。」
- ・「暴力団排除に関する特約事項を承諾しております。」

※ 見積価格は、(税 込 ・ 税 抜) の価格で計上

参 考 見 積 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
防 衛 省 情 報 本 部
総 務 部 長 伊 藤 敬 信 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

単 価

(税込)

内 訳

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
細菌検査	仕様書 (DIH-LZ-23011) のとおり	回	48			
ノロウイルス検査	”	回	24			
食品微生物検査	”	回	20			
	以下余白					
合 計						
納 期 : 契約締結日～令和7年3月31日	納 地 : 情報本部 (喜界島)					

- ・「暴力団排除に関し、入札及び契約心得を承諾しております。」
- ・「暴力団排除に関する特約事項を承諾しております。」

※ 見積価格は、(税 込 ・ 税 抜) の価格で計上

調達要求番号：2024-0123-11

情報本部仕様書		
物品番号		仕様書番号
品名 又は 件名	菌検索及び検食の微生物検査	D I H - L Z - 2 3 0 1 1
		大臣承認
		令和 年 月 日
		作成
		令和 6 年 1 月 2 3 日
改正	令和 年 月 日	
	令和 年 月 日	
作成	情報本部喜界島通信所	

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、情報本部喜界島通信所給食関係者自衛官の菌検索及び情報本部喜界島通信所における検食の微生物検査（以下、役務という）に適用する。

1.2 関連文書

次の文書は、この仕様書に規定した事項の理解を助けるものであり、この仕様書の一部をなすものではない。

- 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- 海上自衛隊における健康診断の実施基準に関する達
- 検食の微生物検査（海幕衛第213号30.4.7）

2 役務に関する要求

2.1 履行場所

契約の相手方の指定する場所

2.2 契約期間

契約締結時～令和7年3月31日

2.3 菌検索の予定人員及び実施回数

喜界島通信所員4名を次のとおり実施する。

細菌検査（毎月：赤痢・サルモネラ・O-157）48回（4名×12か月分）

ノロウイルス検査（10月から3月までの各月）24回（4名×6か月分）

2.4 検食の微生物検査の実施項目、数量及び検査実施基準日

実施日は、下記のとおり食品5品目を4回次実施する。

実施項目：微生物検査セット（一般生菌数・大腸菌群・黄色ブドウ球菌・大腸菌）

- 回次：官側の指定日とする。
- 回次：令和6年7月～9月の官側指定日とする。
- 回次：令和6年10月～12月の官側指定日とする。
- 回次：令和7年1月～3月の官側指定日とする。

2.5 役務の内容

- 菌検索は原則として毎月1回実施するものとし、官側が被検者から採取した検体を契約の相手方に輸送し、赤痢、サルモネラ、O-157を検査する。
- ノロウイルス検査は原則として10月から3月の間毎月実施するものとし、検体輸送用の保冷庫、採取容器その他の材料及び検体等の送付に係る費用等は、契約の相手方が負担するものとする。なお、使用材料はあらかじめ官側の承認を得たものとする。

- c) 検査の微生物検査は、昼食の5品目に対し微生物検査を実施し、**付表1-1**、**付表1-2**を参照して食品の安全性を検査判定する。
- d) 契約の相手方は、検査実施日までに検体輸送用の保冷容器を輸送するものとする。
- e) 検査に必要な器具、消耗品等の材料については、契約の相手方において負担するものとする。
- f) 検査判定は契約の相手方で行い、検査結果を官側に提出するものとする。
- g) 結果を判定する際、契約の相手方の過失等による検査結果と認められる場合は、契約の相手方の負担により再検査を実施するものとする。

3 監督・検査

3.1 監督

監督は、提出書類による書類審査を実施する。

3.2 検査

検査は、提出書類による書類審査、検査数量及びその内容を確認する。

4 その他指示

4.1 提出書類

契約の相手方は、検査結果報告書を提出するものとする。

4.2 検体の取り扱い

契約の相手方は、検体の採取時における取扱いに方について、検査結果が大きく左右されることから、検体採取時及び注意事項について説明する。

4.3 保全等

契約の相手方は、この役務の履行において知り得た情報等を関係者以外に漏洩、並びに他に利用しないことを誓約若しくは保証できる者であること。

4.3 仕様書の疑義

この仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官と協議するものとする。

付表 1 - 1

微生物検査判定補足表

品目	細菌学的規格項目	一般細菌数	大腸菌群	黄色ブドウ球菌	E. Coil	腸炎ビブリオ
冷凍食品	無加熱摂取 冷凍食品	10 万/g 以下	陰 性			
	凍結前加熱 後摂取食品	10 万/g 以下	陰 性			
	凍結前未加 熱摂取食品	300 万/g 以下			陰 性	
	生食用冷凍 鮮魚介類	10 万/g 以下	陰 性			100g 以下
	冷凍 ゆでだこ	10 万/g 以下	陰 性			陰 性
魚介類 加工品	魚肉 ねり製品		陰 性			
鯨肉 製品	鯨肉製品		陰 性			
乳 乳製品 乳類 加工品 アイス クリーム	牛乳	5 万/ml 以下	陰 性			
	加工乳	5 万/ml 以下	陰 性			
	乳飲料	5 万/ml 以下	陰 性			
	はっ酵乳		陰 性			
	乳酸菌飲料 (無脂固形分 3%以上)		陰 性			
	乳酸菌飲料 (無脂固形分 3%未満)		陰 性			
	クリーム	10 万/ml 以下	陰 性			
	バター		陰 性			
	チーズ (加熱製品)		陰 性			
	アイス クリーム	10 万/g 以下	陰 性			
	アイスマルク	10 万/g 以下	陰 性			
ラクトアイス	10 万/g 以下	陰 性				

付表 1 - 2

微生物検査判定補足表

品目	細菌学的規格項目	一般細菌数	大腸菌群	黄色ブドウ球菌	E. Coil	腸炎ビブリオ
氷菓	氷菓	1万/ml以下 融解水	陰性			
菓子類	洋生菓子	10万/g以下	陰性	陰性		
清涼飲料水	清涼飲料水		陰性			
冰雪	冰雪	100/ml以下 融解水	陰性			
仕出し弁当	仕出し弁当	10万/g以下	1000/g以下	陰性		陰性
そ う ざ い	あえもの	10万/g以下	陰性 (0.1g当たり)	陰性		
	焼き物	1万/g以下	陰性 (0.1g当たり)	陰性		
	煮物	1万/g以下	陰性 (0.1g当たり)	陰性		
漬物	一夜漬け				陰性	陰性
め ん 製 品	生めん	300万/g以下		陰性	陰性	
	ゆでめん	10万/g以下	陰性	陰性		
貝等	加熱処理したもの	10万/g以下		陰性	陰性	
	未加熱処理したもの	300万/g以下				
豆腐類	豆腐	10万/g以下	陰性			